

## 入札説明書

平成 31 年札幌市告示第 1222 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 平成 31 年 3 月 7 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市建設局総務部道路認定課台帳係 電話 (011) 211 - 2457

3 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

ア A地域（中央区・東区）道路台帳補正業務

イ B地域（北区・手稲区）道路台帳補正業務

ウ C地域（豊平区・清田区・西区）道路台帳補正業務

エ D地域（白石区・厚別区・南区）道路台帳補正業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成 31 年（2019 年）4 月 9 日から平成 32 年(2020 年)3 月 31 日まで

(4) 入札方法

別表の道路台帳補正業務単価係数表の台帳補正 B 単価について入札を行う。入札業務以外の業務単価（契約単価）は、入札業務の単価に別表の道路台帳補正単価係数表に記載された単価係数を乗じて得た金額とする。なお、契約単価には消費税及び地方消費税額を含まず、各発注時の業務総額に 8%相当額を加算した金額を支払うものとする。（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満す者で、本市が行なう入札参加資格審査において、その資格がある旨の決定を受けた者

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 平成 31・32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「測量業」の A 又は

Bの等級に登録されており、かつ本店所在地が札幌市内として登録されている者であること

- (3) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く）等の経営状態が著しく不健全な者でないこと
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業共同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと
- (6) 調達役務の内容と同様の履行実績（道路台帳調製と国土交通省作業規程の準則第 82 条に基づく数値地形図の作成の両方）を有していること

## 5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

### (1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 添付書類（本役務の提供が可能であることを証明する書類）

上記 4 に掲げる条件に係る証明書等

### (2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限、提出場所

平成 31 年 3 月 25 日（月）16 時まで上に上記 2 の場所へ提出すること

### (3) 入札参加資格審査結果通知書の交付

上記 5(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を平成 31 年 3 月 27 日（水）に通知する。

## 6 入札書の提出場所等

### (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記 2 に同じ。なお、札幌市のホームページ（下記 URL）からのダウンロードも可能。

(<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/doronintei/310404dourodaityouhosei.html>)

### (2) 入札の日時及び場所 上記 3(1)の件名ごとに、次のとおりとする。

ア A地域（中央区・東区）道路台帳補正業務

平成 31 年 4 月 4 日（木） 10 時 00 分

イ B地域（北区・手稲区）道路台帳補正業務

平成 31 年 4 月 4 日（木） 10 時 15 分

ウ C地域（豊平区・清田区・西区）道路台帳補正業務

平成 31 年 4 月 4 日（木） 10 時 30 分

エ D地域（白石区・厚別区・南区）道路台帳補正業務

平成 31 年 4 月 4 日（木） 10 時 45 分

場所は、いずれも札幌市役所本庁舎 8 階 1 号会議室

(3) 入札書の提出方法

入札箱への投函（送付及び電送による提出は認めない。）

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出期間

上記 1 の告示の日から平成 31 年 3 月 20 日（水）まで

イ 提出先

上記 2 に同じ

ウ 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。ただし、持参する場合は上記アの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分まで。

エ 回答書の閲覧

原則として平成 31 年 3 月 22 日（金）17 時までに、札幌市のホームページ（上記 6 (1) 同 URL）に掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問のみ回答を行う。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておき、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条に該当した場合は免除する。

### (3) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、告示に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を平成31年3月25日（月）16時までに、上記2の場所へ提出しなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約条項等については、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

### (4) 落札者の決定方法

- ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙のとおり

(8) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

以 上